

常陸太田市 人材確保支援事業費補助金

求人情報発信と働き方改革で採用力UPを目指す事業者の皆様へ

市内中小企業者の人材確保と新卒予定者、Uターン希望者等の市内就職の促進を目的として、求人情報の発信等に要する費用の一部を補助します。

補助上限額

求人情報発信支援事業

対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)

- ・就職又は転職情報サイトに会社情報を掲載する事業
- ・求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業

10万円

- ・Web説明会又は面接ツールの導入を行う事業

20万円

働き方改革推進支援事業

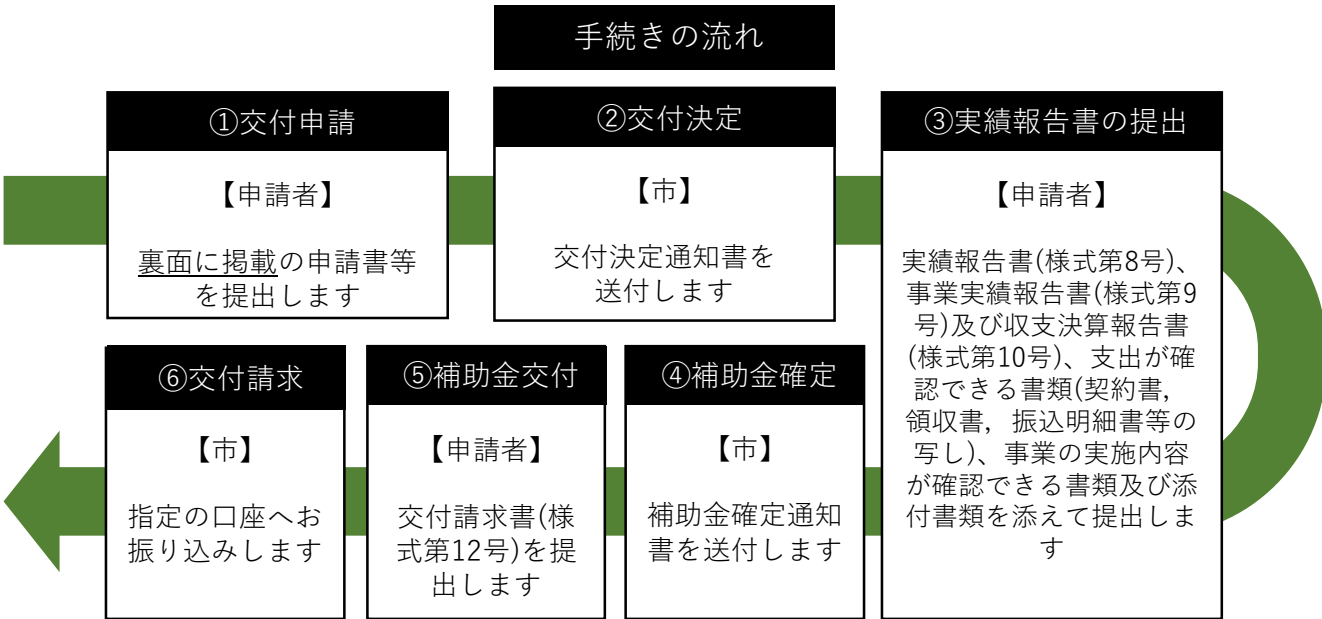
対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)

- ・働き方改革、健康経営に関する研修等を行う事業
- ・就業制度又は人事制度の改善又は充実を行う事業
- ・ICT活用による業務改善促進事業
- ・働き方改革又は健康経営に関するアドバイザー支援事業

20万円

◆予算の範囲内における補助とします。

手続きの流れ



対象者

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)
 - ・市内に有する事業所への採用及び配属を目的として補助対象事業を行うもの
 - ・市税等を滞納していないこと
 - ・同一の申請内容で他の公的機関等から補助金等を受けていないこと
- ◆1事業者あたりの申請可能な補助事業は、同一年度につき1事業となります。

対象経費

補助事業		補助対象経費
求人情報発信支援事業	就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用
	求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料(社員の交通費、宿泊費等経費は対象外)
	Web説明会・面接ソールの導入を行う事業	会社説明会や採用面接をWebで行うための導入費用(必要となる情報通信機器の購入費用等を含む。)(月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。)
働き方改革推進支援事業	働き方改革、健康経営に関する研修等を行う事業	働き方改革や健康経営を推進するため、経営陣や推進担当部署への研修等(1、2回程度の講習会や個別指導)を実施する際の費用(講師の交通費を含む。)(一般社員向けのみの研修は対象外。)
	就業制度、人事制度の改善、充実を行う事業	就業制度及び人事制度の充実に向けたコンサルティングを外注する際の費用
	I C T活用による業務改善促進事業	情報共有化、業務効率化のためグループウェアやR P A等を導入するための費用(※ハードウェアは対象外。)(月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。)
	働き方改革、健康経営に関するアドバイザー支援事業	働き方改革や健康経営を推進するため、専門家による支援(目標の設定から達成に向けた数か月間に渡る長期的な支援)を受ける際の費用

申請に必要な書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支決算書(様式第3号)
- ・誓約書(様式第4号)
- ・法人登記事項証明書
- ・市税等に滞納がないことの証明書
- ・その他市長が必要とする書類

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611 常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622) FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page007967.html

